

訟 企 第 2 5 0 号

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

課 長 殿
訟務支援管理官 殿

訟 務 局 長
(公 印 省 略)

予防司法支援事件の所管について（通知）

標記について、下記のとおり定め、本年 4 月 1 日から施行することとしたので、通知する。

記

予防司法支援事件（争訟事件及び申立準備事件に密接に関連し民事訟務課又は行政訟務課において処理するのが相当であるもの並びに租税の賦課処分及び徴収に関するものを除く。）は、訟務支援管理官の所管とする。